

第6号様式（第11条関係）

家賃支援を申請した方で、次の場合は変更申請が必要です

- ・別の賃貸住宅へ引っ越した場合
- ・補助対象経費が20%以上増減する場合（途中で住宅を購入した場合等）

必ず申請した方と同じ方が変更申請をしてください。例えば「申請書が妻の名前で変更申請書が夫の名前」はできません。

〒 令和7年 10月 1日
960-8601
住所 福島市五老内町3-1
〇×ハイツ
フリガナ フクシマ タロウ
氏名 福島 太郎
電話番号 090-xxxx-xxxx
E-mail fukushima@xxx.com

福島市結婚等新生活支援事業補助金変更申請書

令和7年度標記事業補助金について、下記のとおり変更したいので、福島市結婚等新生活支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号 令和 7 年 8 月 20 日
福島市指令第 1234 号

2 補助対象経費

変更後	490,000	円
変更前	682,000	円
差引額	-192,000	円

申請後に届いた「交付決定通知書」の右上の日付、左上の指令番号を転記。

3 変更交付申請額

変更後	140,000	円
変更前	220,000	円
差引額	-80,000	円

補助対象経費：対象経費を合計月数でかけたもの
交付申請額：申請額を合計月数でかけたもの
※「変更前」の欄は申請書で記載した申請内訳で確認
※「変更後」の欄は次ページで記載した申請内訳で確認

4 変更の理由

補助対象住宅の変更
住所の変更 など

5 変更の内容

別の賃貸住宅に転居したため
住宅を購入し、賃貸住宅の契約が終了したため など

（注）申請書の内容及び添付書類は、全て交付申請書の内容及び添付書類を準用することとする。なお、変更がない箇所の添付書類は必要ないものとする。

【申請内訳】

1か月あたりの申請額積算（↓1か月分の金額を記載）						
対象月		①賃料	②共益費	③住宅手当	④対象経費	⑤申請額
5月分から	11月分まで	65,000円	5,000円	円	70,000円	20,000円
合計 7か月分						

<↓月によって①賃料 ②共益費 ③住宅手当の申請時点で金額が異なることが判明している場合は、変更後の申請内容を記載してください。>
 （例）日割り家賃の発生、別の賃貸住宅へ引っ越し

その他		①賃料	②共益費	③住宅手当	④対象経費	⑤申請額
月分から	月分まで	円	円	円	円	円
合計	か月分					
月分から	月分まで	円	円	円	円	円
合計	か月分					
月分から	月分まで	円	円	円	円	円
合計	か月分					
月分から	月分まで	円	円	円	円	円
合計	か月分					

<家賃支援をご申請された皆さんへ>

申請の前に、補助対象の期間を確認してください。
 婚姻日等や同居開始日によって対象期間が異なります。
 申請の手引きで確認してください。

<家賃の支払日について>



家賃を支払う日にちを必ず確認してください
 契約書などに記載してあります。



多くの方は前の月に支払っています。

令和7
4/1

⇒ R7.3月以前に婚姻・同居している方
 ⇒ R7.5月分から R8.3月分 の11か月分
 が基本です。

令和8
3/31

※4月分は3月に支払うため対象外

